

## 重要事項説明書

### 1) 事業所の概要

事業所名	かしわじま居宅介護支援センター
所在地	〒713-8123 岡山県倉敷市玉島柏島 920-106
事業所指定番号	3370202115
管理者・連絡先	保田 安代 (主任介護支援専門員) TEL 086-525-0600
サービス提供地域	倉敷市・浅口市・矢掛町

### 2) 営業日及び営業時間

月・火・水・木・金曜日 午前9時～午後5時30分

但し、土・日曜日、祝日・祭日及び8月14日・8月15日、1月1日～1月3日は、休日とさせていただきます。また12月31日は、午前12時までとさせていただきます。

### 3) サービスの利用者負担

居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

但し、提供地域以外からの利用者の要請があった時は実費として通常の実施地域を越えた地点から片道1Kmにつき20円をもらい受けることになります。

### 4) サービスの内容

#### 1 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- (1) 事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、期間、料金等を定めた居宅サービス計画を作成し、利用者、又はその家族に説明します。
- (2) 事業者は、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を作成し、これに沿ってサービスが提供されるようサービス事業者との連絡調整をおこないます。
- (3) 事業者はサービス事業者の選定・推薦に際して、利用者のニーズを踏まえつつ、公正中立に行います

## 2 居宅サービス計画（ケアプラン）の変更

- (1) 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。
- (2) 事業者は利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者等への連絡調整を行います。

## 5) 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

## 6) 従業員の勤務体制

管理者兼主任介護支援専門員 : 1名

介護支援専門員：常勤職員1名以上とし、業務の状況に応じて増員。

なお、当該増員については非常勤の者を充てることができるが、人員の配置については、基準を遵守します。

## 7) 秘密保持

- 1 サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または、第三者の生命、身体に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず一定の条件の下で情報提供をすることが出来る事とします。

## 8) 事故発生時及び緊急時の対応

- ①介護支援専門員は、利用者に事故及び緊急事態が発生した場合には、速やかに事業所の管理者及び利用者の主治医、家族等に事故状況及び緊急内容の報告を行うとともに迅速かつ適切に対応することを心がけます。
- ②迅速に連絡ができる様に利用者の主治医及び家族等の緊急連絡先を把握することとします。

事業所緊急連絡先 稲田俊雄：086-525-0600

(営業時間外は携帯電話への転送等にて対応します。)

- ③事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、約款に従い損害賠償を行います。

## 9) 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとしします。
  - 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 2 虐待防止のための指針の整備
  - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4 虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 10) 苦情処理の体制

- ①利用者は提供した居宅介護支援に苦情がある場合、又は事業者が作成した居宅サービスについて苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- ②事業者は、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- ③事業者は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。
- ④事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情内容を記録します。
- ⑤自らが提供した居宅介護支援・介護予防支援に関し、市町村が行う文書その他の物の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じます。
- ⑥利用者からの苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従い必要な改善を行い、求めがあれば内容を報告いたします。
- ⑦事業所は、自らが作成した居宅サービス計画・介護予防計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス等に対する苦情の市町村、国民健康保険団体連合会への申し立てについて利用者に対し必要な援助を行います。

## 11) 相談・苦情対応窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

かしわじま居宅介護支援センター	電話番号	(086)525-0600
	FAX	(086)525-0605
	相談員	保田 安代
	対応時間	平日 9:00～17:30
	休日	土・日曜日・祝日 8/14～8/15 まで 12/31 午後～1/3 まで

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

倉敷市介護保険課	所在地	倉敷市西中新田 640
	電話番号	(086)426-3343
	FAX	(086)421-4417
	対応時間	8:30～17:15
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始
岡山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地	岡山市北区桑田町 17-5
	電話番号	(086)223-8811
	FAX	(086)223-9109
	対応時間	8:30～17:00
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始
浅口市高齢者支援課	所在地	浅口市鴨方町鴨方 2244-26
	電話番号	(0865) 44-7113
	FAX	(0865) 44-7110
	対応時間	8:30～17:15
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始
矢掛町福祉介護課	所在地	小田郡矢掛町矢掛 3018
	電話番号	(0866) 82-1026
	FAX	(0866) 82-9061
	対応時間	8:30～17:15
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始

R 年 月 日

サービスの契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 倉敷市玉島柏島920-106  
医療法人 いなだ医院  
理事長 稲田 俊雄

事業所 かしわじま居宅介護支援センター

説明者

サービスの契約の締結に当たり、上記の通り説明を受け、内容を確認し、サービス提供に同意しました。私（利用者及び家族）の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合には、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者 住 所

氏 名

代筆 住 所

氏 名

(続柄: )

家族 住 所

氏 名

(続柄: )

当事業所は、居宅介護支援事業者として申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを確実に責任をもって行います。

事業者 所在地 倉敷市玉島柏島920-106  
医療法人 いなだ医院  
理事長 稲田 俊雄

事業所 かしわじま居宅介護支援センター